

令和 7 年

12月市議会定例会決議案

議案会第27号 豊橋市の契約事務に関する調査特別委員会設置に関する決議…3

議案会第27号

豊橋市の契約事務に関する調査特別委員会設置に関し決議する。

令和7年12月19日提出

提出者 豊橋市議会議員 斎藤 啓

同 鈴木 みさ子

同 中西 光江

同 菅谷 竜

豊橋市の契約事務に関する調査特別委員会設置に関する決議

1. 委員会の名称

豊橋市の契約事務に関する調査特別委員会

2. 設置の目的

市の行ってきた契約事務の中に、一つの事業として契約すべきものを複数に分割して一社と随意契約を行うという、違法性も疑われる不適切な手続きが行われていることが確認できた。

こうした事柄の過去の年度における事例も調査が必要だと考えること、また、そこに、不当な価格や、業者との癒着などの不適切な事例がなかったのか、など、議会としても看過できない事柄として、調査が必要だと考える。

よって地方自治法第100条に基づき「豊橋市の契約事務に関する調査特別委員会」を設置する。

3. 調査事項

豊橋市の行った不適切な随意契約について

(1) 年度を超えた事例の調査

(2) 契約価格や業者との関係が適切に行われていたのかの調査

4. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び豊橋市委員会条例第4条の規定により、委員12人からなる豊橋市の契約事務に関する調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

5. 調査権限

本議会は、3に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項(および同法第98条第1項)の権限を上記の特別委員会に委任する。

6. 調査期限

上記特別委員会は、3に掲げる調査が終了するまで。

閉会中もなお調査を行うことができる。

7. 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては10万円以内とする。

令和7年12月19日

豊橋市議会